

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6 月 26日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県越前市北府2丁目1-5

氏名 信越化学工業株式会社 武生工場  
工場長 加藤 大紀

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 (0778) 21-8100

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	信越化学工業株式会社 武生工場
事業場の所在地	福井県越前市北府2丁目1-5
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

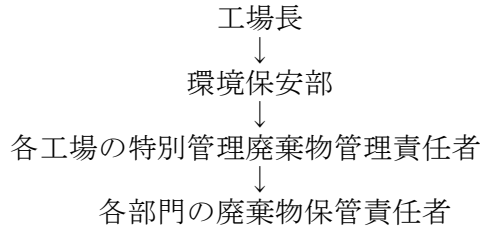
①事業の種類	E29 (電気機械器具製造業)
②事業の規模	2兆4,149億円 (令和5年度 売上高)
③従業員数	599人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙②のとおり

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、汚泥、木くずなど種類毎に保管場所を決め分別を行い、他の産業廃棄物が混入しないようにする。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類は、なるべく同一種類のプラスチック毎に分別しより効率的にリサイクルできるように分別することを実施予定。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	<b>【目標】</b>	
	産業廃棄物の種類	別紙①のとおり
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

# 様式A 別紙①

## 産業廃棄物の排出抑制に関する事項

第2面 ①現状	前年度(令和5年度)実績 (t)													
	産業廃棄物の種類	汚泥	植物性残渣	廃油	廃アルカリ	廃プラ	紙屑	木屑	繊維屑	陶磁器屑	鋳さい	非鉄金属屑	廃酸	がれき類
	排出量	4365	10	14	567	209	17	163	7	59	11	8	0	0
	(これまでに実施してきた取り組み) 不純物の少ない原料購入により廃棄物の減量化													
第2面 ②計画	目標 (t)													
	産業廃棄物の種類	汚泥	植物性残渣	廃油	廃アルカリ	廃プラ	紙屑	木屑	繊維屑	陶磁器屑	鋳さい	非鉄金属屑	廃酸	がれき類
	排出量	5500	12	15	750	240	25	240	10	85	30	15	10	400
	(今後実施する予定の取り組み) 汚泥の乾燥による減量化 クーラント液管理による廃アルカリの減量													

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

第4面 ①現状	前年度(令和5年度)実績 (t)													
	産業廃棄物の種類	汚泥	植物性残渣	廃油	廃アルカリ	廃プラ	紙屑	木屑	繊維屑	陶磁器屑	鋳さい	非鉄金属屑	廃酸	がれき類
	全処理委託量	4365	10	14	567	209	17	163	7	59	11	8	0	0
	優良認定処理業者へ処理委託量	30	0	7	125	180	17	0	7	9	0	0	0	0
	再生利用業者への処理委託量	4335	10	7	442	29	0	163	0	50	11	8	0	0
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(これまでに実施してきた取り組み) 廃アルカリの中和処理、焼却処理を再生燃料としての混合エマルジョン化 廃プラ、紙屑の焼却処理からRPF化													
第5面 ②計画	目標 (t)													
	産業廃棄物の種類	汚泥	植物性残渣	廃油	廃アルカリ	廃プラ	紙屑	木屑	繊維屑	陶磁器屑	鋳さい	非鉄金属屑	廃酸	がれき類
	全処理委託量	4500	10	20	600	250	25	200	10	85	30	10	10	0
	優良認定処理業者へ処理委託量	30	0	10	200	200	25	10	10	75	0	8	2	0
	再生利用業者への処理委託量	4470	10	10	400	50	0	190	0	10	30	2	8	0
	認定熱回収業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定熱回収業者以外の熱回収を行なう業者への処理委託量	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(今後実施する予定の取り組み) 再生業者から優良認定処理業者への委託													

## 様式A 別紙②

- ・ 汚泥  
処理業者へ委託（鉄原料として再資源化、セメント原料として再資源化）
- ・ 植物性残渣  
処理業者（焼却）へ委託（処理後、燃え殻は最終処分）
- ・ 廃アルカリ  
処理業者へ委託（セメント燃料として再資源化）
- ・ 廃プラ  
処理業者（RPF 製造）へ委託（燃料として再資源化）
- ・ 紙くず  
処理業者（RPF 製造）へ委託（燃料として再資源化）
- ・ 木くず  
処理業者（RPF 製造）へ委託（燃料として再資源化）  
処理業者へ委託（破碎して木製品として再資源化）
- ・ 繊維くず  
処理業者（焼却）へ委託（処理後、燃え殻は最終処分）
- ・ 陶磁器屑  
処理業者へ委託（破碎して路盤材として再資源化，処理困難物は最終処分）
- ・ 鉍さい  
処理業者へ委託（電気炉にて熔融、燃え殻は路盤材として再資源化）